

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・西宮税務署長

平成22年8月26日棄却・上告

(第一審・神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年5月27日判決、本資料259号-98・順号11211)

判 決

控訴人(原告)	①
同訴訟代理人弁護士	高橋 敬
同補佐人税理士	佐藤 庸安
被控訴人(被告)	西宮税務署長
	矢野 武司
同指定代理人	加藤 友見
同	杉浦 弘浩
同	松下 敏彦
同	中村 嘉造
同	中島 孝一
同	山岡 啓二
同	村上 幸隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が、昭和60年2月13日付けで控訴人に対してした昭和56年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額170万円を超える部分及び同日付けで控訴人に対してした昭和56年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 被控訴人が、昭和60年2月13日付けで控訴人に対してした昭和58年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額120万円を超える部分及び同日付けで控訴人に対してした昭和58年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分(ただし、いずれの処分も平成18年12月18日付け裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要(略語は、原判決の用法による。)

1 要旨

- (1) 本件は、控訴人が、控訴人に対してされた昭和56年分及び昭和58年分の所得税に係る

各更正処分及び各重加算税賦課決定処分が違法であるとして、被控訴人に対し、上記各処分（ただし、昭和58年分の所得税に係る更正処分及び重加算税賦課決定処分については、平成18年12月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）の取消しを求めた事案である。

本件の争点は、上記各処分の適法性の有無であるが、具体的には次の①から③までのとおりである。

① 争点1

控訴人の妻名義で営業許可を受けたパチンコ店G等の事業所得は控訴人に帰属するか（パチンコ店G等の事業所得に係る所得税法12条の実質所得者は控訴人か。）。

② 争点2

上記各処分において控訴人の雑所得とされた貸付金の利息は控訴人に帰属するか（K及びMに対する貸付けの貸主は控訴人か。）。

③ 争点3

上記各処分において控訴人の利子所得とされた定期預金等の利子は控訴人に帰属するか（各定期預金等は控訴人に帰属するか。）。

である。

(2) 原審裁判所は、争点1について、控訴人がパチンコ店Gの事業主であって、その事業所得の実質所得者に当たり、争点2について、控訴人がK及びMに対する貸付けの貸主であり、争点3について、各定期預金等は控訴人に帰属するとして、上記各処分を適法と認め、控訴人の請求をいずれも棄却した。

(3) そこで、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

2 関係法令及び通達の定め並びに前提事実

関係法令及び通達の定め並びに前提事実は、次の(1)から(6)までのように付加訂正するほかは、原判決「事実及び理由」中の第2の1、2のとおりであるから、これを引用する。

(1) 6頁9行目の「原告は」から13行目末尾までを、「控訴人は、昭和56年ないし昭和57年ころ、Aの取締役を務めるとともに、E商工会の副会長を務めていたほか、昭和58年8月31日に株式会社D（昭和57年7月23日設立。以下「D」という。なお、その設立当時、Sが代表取締役を務めていたが、同人は昭和56年ころから不治の病に冒され、昭和58年2月に死亡した。）の代表取締役に就任した（甲5、8、9、11、115、128～131、乙1）。」に改める。

(2) 6頁16行目の「戊（1937年5月30日生）」を「戊（1937年3月2日生）」に改める。

(3) 7頁17行目の「6」の次に「、23ないし25」を加える。

(4) 8頁7行目の「その後、査察部は、昭和60年2月13日」を「その後査察部は、調査・検討の結果G等の事業所得の実質所得者は戊ではなく控訴人であることが判明したとして、昭和60年2月8日に戊に係る上記所得税法違反嫌疑事件を控訴人に係る所得税法違反嫌疑事件とする立件替えを行った上、同月13日に」に改める。

(5) 10頁2行目の次に改行の上次のように加える。

「ス 戊は、昭和59年分から昭和61年分の所得税について、自らがG等の事業主であるとして確定申告を行ったが、尼崎税務署長はこれらを受理し、各確定申告について更正処分をしていない。なお、戊は、昭和62年3月16日、尼崎税務署長に対し、戊のG等の個

人事業を昭和61年12月16日をもって廃業した旨の届出書を提出し、その後、有限会社G(昭和60年1月設立)がG等に係る事業所得について、法人税の申告を行っている。」

3 争点についての当事者の主張

争点についての当事者の主張は、後記第3の2において当裁判所の判断を示す当審における控訴人の補充主張のほかは、原判決「事実及び理由」中の第2の4のとおりであるから、これを引用する。ただし、次の(1)から(3)までのように原判決について削除訂正する。

- (1) 22頁8・9行目の「Dも、Aに帰属した資産の変遷の結果であり、原告の所有するものではない。」を削る。
- (2) 24頁20行目の「昭和59年法律第76号による改正前の」を削る。
- (3) 原判決別紙「利子所得金額の内訳」の番号欄7に対応する「利息の金額」欄内の「昭和58年」欄の「205,512」を「205,511」に、同別紙の「利息の金額」欄内の「昭和58年」欄の合計額欄の「2,082,639」を「2,802,638」に改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、争点1については、控訴人がG等の事業主であってその事業所得の実質所得者であり、争点2については、控訴人がK及びMに対する貸付けの貸主であり、争点3については、各定期預金等は控訴人に帰属するから、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分は適法と判断する。

その理由は、次の(1)から(21)までのように加除訂正するとともに、後記2のように当審における控訴人の補充主張についての判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の第3の1から4までの説示のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決62頁3行目の「Dの代表取締役」から8行目の「推認できる。）」までを「Dの実質的経営者（前記認定のとおり、Dが設立された昭和57年当時はSが同社の代表取締役であったが、同人は昭和56年ころに不治の病に冒され、控訴人が昭和57年4月ころからPの㊦と本件土地建物の買受けに関する交渉を行い、㊦はSに会ったことすらなく、控訴人がD設立前の同年5月13日に同社の名義で本件土地建物の売買予約を締結し、同社設立後本契約を成立させているほか、Sが死亡した昭和58年2月から約半年後の同年8月31日にDの代表取締役に就任していること等からすると、昭和57年当時控訴人がDの実質的経営権を握っていたものと推認することができる。）」に改める。
- (2) 62頁16行目の「自らが代表取締役を務める」を「自らが実質的に経営する」に改める。
- (3) 85頁2行目の末尾に、「喫茶NはG内に設置されこれと一体となった事業施設であるから、他に特段の反証のない本件においては、喫茶Nに係る事業所得の実質所得者も控訴人であると認められる。」を加える。
- (4) 85頁3行目から8行目までを次のように改める。

「なお、前記前提事実のとおり、戊は、昭和59年分から昭和61年分までの所得税について、自らがG等の事業主であるとして確定申告を行ったが、尼崎税務署長はこれらを受理し、各確定申告について更正処分をしていない。しかし、納税申告は、納税者が所轄税務署長に納税申告書を提出することによって完了する行為であり、税務署長による申告書の受理及び申告税額の収納は、当該申告書の申告内容を是認することを何ら意味するものではない（最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁)。したがって、尼崎税務署長が上記確定申告を受理した事実は、控訴人がG等

の事業所得に係る実質所得者であるとの前記認定を直ちに左右するものではない。また、所轄税務署長が特定の事業主の所得税確定申告に対して更正処分を行った後、翌年以降の分についても更正処分を行おうとすれば、改めて税務調査を実施する必要が生ずるところ（国税通則法24条参照）、この点について、本件刑事事件の控訴審における検察官の控訴趣意書（乙2の3）には、各税務署においては極めて多数の案件の処理に追われる状況にあるため、上記税務調査は同一の事業主につき、3～5年サイクルで実施するのが通例とされ、Gについてもその事業所得をめぐる再調査の機会を逸したものであって、所轄税務署長において昭和59年分以降のGの事業所得に係る戊名義の確定申告の内容を是認したものではない旨が記載されている。行政の作用、とりわけ課税行政の作用においては、公平の観点が指導理念の一つとして重要なものであるから、本件刑事事件の控訴趣意書における検察官の主張はこれを了解することができる。この点からしても、戊による上記各確定申告について更正処分がされなかったことが、前記認定を左右するものということとはできない。」

- (5) 85頁9行目の「G」を「G等」に改める。
- (6) 90頁12行目の「これらに加え、」を削る。
- (7) 91頁12行目及び20行目の「1億7375万5000円」を「1億7357万5000円」に改める。
- (8) 97頁15行目の「昭和53年8月31日」を「昭和57年8月31日」に改める。
- (9) 98頁21行目の「本件T銀行原告名義口座に入金され」を「T銀行三宮支店における控訴人名義の借入金の返済に充てられ」に改める。
- (10) 98頁23行目の「本件T銀行原告名義口座に入金されている」を「T銀行三宮支店における控訴人名義の借入金の返済に充てられている」に改める。
- (11) 99頁10行目の「㊦に対し」の次に「、口座を開設するとともに」を加える。
- (12) 99頁11・12行目の「同口座開設時に作成された印鑑届の筆跡は原告のものである」を「同口座からの出金分を主な原資として積み立てられた㊦銀行三宮支店の㊦名義の定期積立金の設定の際に作成された印鑑届の筆跡は、控訴人のものである」に改める。
- (13) 99頁15・16行目の「預金口座」を「預金口座等」に改める。
- (14) 100頁26行目・101頁1行目の「上記両口座はいずれも」を「上記口座は」に改める。
- (15) 101頁1行目の「上記両口座」を「上記口座」に改める。
- (16) 101頁21行目の「類似性はあるものの同一筆跡と断定はできず」から23行目の「原告の主張は採用できない。」までを「前者の払戻請求書に記載された氏名は「㊦」であるのに対し、後者の払戻請求書に記載された氏名は「J」であり、文字が異なることから、両者の対比によって筆跡の異同を検討するとは困難であり、その類似性、同一性を肯定することはできない。のみならず、唯一共通する「㊦へん」を比較しても、両者が類似しているとは評価することができない。したがって、この筆跡の点から、Jが本件d信用組合㊦名義口座を管理していたものとはいえず、この点についても控訴人の主張は採用できない。」に改める。
- (17) 109頁18行目の末尾の次に「そもそも、証拠（乙44）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人の弟でありCの経営するパチンコ店Bの運営、資金管理を担当していた乙は、Cの上記修正申告の際、H側と共に税務署側との交渉に当たったことが認められ、乙が関与している以上、控訴人や甲側に不利な修正申告がされたとは容易に認め難い。したがって、控訴人の上記

主張は、採用することができない。」を加える。

(18) 110頁8・9行目の「実質所得者課税の原則」を「実質所得者課税の原則」に改める。

(19) 116頁12行目から14行目の「d信用組合宝塚支店の原告名義の普通預金口座（番号）の届出印鑑及びd信用組合尼崎支店の原告名義の普通預金口座（番号）の届出印鑑」を「上記アのとおり控訴人に帰属するものと認められる番号28の定期預金の届出印鑑」に改める。

(20) 121頁の24行目の「証拠」の前に「以上説示したところに加え、」を加える。

(21) 122頁6・7行目の「本件賦課決定処分」を「本件各賦課決定処分」に改める。

2 当審における控訴人の補充主張についての判断

(1) 争点1（G等の事業所得の実質所得者）に係る控訴人の補充主張について

ア 実質所得者課税の原則の適用に係る主張について

控訴人は、所得や財産の法律的帰属者が実際は担税力を欠き、徴税の確保が図られないような事態を回避するという実質所得者課税の原則の目的に照らすと、同原則に基づく課税は、財産法では法人格否認の法理が、税法では仮装隠蔽などが適用されるような極めて例外的な場合に限定すべきであり、本件においても、被控訴人は、控訴人がGの収益を享受していたことや戊に担税力がなく同人から徴税が確保できないことを立証しなければならない旨主張する。

しかし、実質所得者課税の原則の趣旨目的は、担税力に応じた公平な税負担を実現することであり、その結果として徴税の確保が図られることになるとしても、同原則は徴税の確保それ自体を直接の目的とするものとは解されない。したがって、同原則に基づく課税を、法人格否認の法理が適用される場合や、税法上の仮装隠蔽などが認められるような場合に限定すべきものとは考えられない。そうすると、本件において、被控訴人が戊に担税力がないこと等を立証すべきものとは考えられない。ちなみに、本件においては、引用した原判決が説示するとおり、Gの収益は控訴人に帰属していたと認められるから、収益も控訴人がこれを享受していたものというべきである。

以上のとおり、控訴人の上記主張は、独自の見解に基づくものであり、採用することができない。

イ 控訴人による名義借りの動機の欠如等に係る主張について

(ア) 控訴人は、以下の点を指摘して、控訴人が戊の名義を借りてGを経営する動機がなく、そのような事態は風俗営業に対する規制に照らしてもあり得ない旨主張する。

すなわち、風俗営業の許可についての名義貸しは、風営法11条により禁止され、同条に違反した場合、2年以下の懲役を定める同法49条3号により厳しく処断される上、同法8条により営業許可が取り消される可能性があるところ、控訴人が、そのような処罰や許可取消しの危険を冒してまで、Gの事業主体が控訴人であるという実質を秘匿し、戊名義で事業を行う動機、必要性はない。しかも、警察は、許可の申請の際の審査だけでなく、許可後の風俗営業の実施継続に対しても監視の目を光らせており、戊がGの風俗営業の許可について名義貸しを行っているとするならば、許可名義は取り消され、また、許可の更新もなく、営業不能となるはずであるが、実際にはそのような事実はなかったのであり、控訴人が戊の名義を借りていたとする原判決の認定は、風俗営業の規制対象のあり方とも著しく乖離する、というのである。

(イ) まず、現行の風営法11条や8条は、昭和59年法律第76号（以下「昭和59年改正法」という。）によって追加されたものであり、現行風営法49条3号の罰則規定（2年以下の懲役又は200万円以下の罰金）も、昭和59年改正法により49条1項3号として追加されたもので、同号では、その刑は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされていた（したがって、現行法は刑が引き上げられている。）。したがって、現行の風営法の規定を前提とする控訴人の上記主張は、前提を欠くといわなければならない。

もっとも、昭和59年改正法による改正前は、都道府県の条例において、名義貸しを禁止する規定やその罰則規定が設けられ、昭和59年改正法による改正前の風営法4条1項は、条例違反があった場合の営業許可の取消し等の行政処分について定めていた。そこで、控訴人の上記主張がそれらの規定を前提にするものであったと善解して検討するに、Gの開業時の営業許可の取得の際やその営業を継続する中で、戊や控訴人が、上記条例の規定等をどの程度意識していたのかは明らかでなく、それらの規定の存在が、戊がGの営業許可を取得し控訴人がその実質的経営者となることについて特段の妨げとなったものとは直ちに認め難い。

(ウ) 次に、Gに係る戊の営業許可が取り消されたり、許可の更新が拒否されることがなかったのは控訴人の指摘するとおりである（弁論の全趣旨）が、一方では、Gが有限会社Gによって営業されるようになるまでの間に、警察当局が名義貸しの問題をどの程度厳格に取り締まっていたのかは明らかでない。むしろ、甲第16号証によれば、昭和59年当時警察当局としては、主に営業時間の問題、未成年者等の出入りの禁止、導入機種のとばく性の有無といった観点から取り締まりに当たっていたことが認められ、名義貸しの問題が取締対象として重視されていたかは疑問である。したがって、戊の営業許可が取り消されたり許可の更新が拒否されることがなかったことが、控訴人による上記営業許可の名義借用の事実がなかったことを直ちに基礎付けるものとは考えられない。

(エ) さらに、戊名義で事業を行う必要性や動機がなかったとする点については、その必要性や動機が全くなかったとは考え難い。

すなわち、控訴人は、当時E商工会の専任の副会長を務めていたところ、控訴人の原審における主張（原審において陳述された平成21年1月23日付け準備書面16頁の(2)等）、原審本人尋問における供述及び控訴人の陳述書（甲115）の記載によれば、上記商工会の専任副会長の地位にありながらパチンコ店を開業することは、商工会の業務の軽視と受け取られ、商工会の規則、規律にも反し、商工会の専任を辞めない限り控訴人が自ら経営に乗り出すことはあり得なかったというのであり、しかも、控訴人は、パチンコ店の開業について、商工会での活動を通じて、㊦の業者の開業に協力援助し、知識や経験は豊富であったというのである。そして、上記商工会の副会長は、㊦の社会、経済界においてはいわば名誉ある役職と見られていたものと推察される（甲115、弁論の全趣旨）から、控訴人としては、その名誉ある社会的地位を維持しつつ、自らの知識、経験を活かし、営利を図るため、妻である戊の協力を得て、その名義によって営業許可を取得しパチンコ店を開業し維持しようとするのは、十分想定し得るところである。このように、本件において控訴人が戊の名義で事業を行おうとする動機、必要性がなかったものとは認め難い。

なお、上記のとおり、控訴人は、E商工会の専任の副会長を務めていたところ、控訴人

は、その職務に専念していたため、パチンコ営業に関与する時間的余裕はなかったかのようにも主張する。しかし、控訴人は、原審において、Cの財務の実質責任者は控訴人であり、控訴人の指示を受けてIが実務をこなした旨主張して、Cの経営に深く関与していたことを認めているほか、AのQとの和解交渉において主導的役割を果たしていたこと、Gの開業に際し本件土地建物の取得や地元自治会との交渉等において中心的役割を果たしていたこと等の事実が現実にあったのであるから、商工会の専任副会長であるからといって、同会の活動以外に独自の経済活動を行う暇がないような状況にあったとは容易に認め難い。控訴人には、商工会での活動の傍らGの事業主としての活動を行う余裕はあったものと認めることができる。

(オ) 以上によると、控訴人の上記(ア)の主張は、採用することができない。

ウ 本件土地建物の帰属等に係る主張について

控訴人は、Aは甲が設立し支配していた会社であり、本件補償金は甲が取得したものであり、それを原資として、D名義で本件土地建物が取得されたのであるから、Gの設立に係る基礎財産である本件土地建物は、A、すなわち甲に帰属していたものであり、格別の資産も有しない控訴人は、Gの開業に当たり財産的に何らの寄与も行っていない旨主張する。

しかし、仮に、本件補償金やこれを原資として購入された本件土地建物が最終的、法律的にAないし甲に帰属するとしても、控訴人がGの開業に必要な不可欠な開業場所の確保に主導的な役割を果たしたことに変わりはない上、Gの営業自体は本件土地建物の所有権の帰属先の点とは別個のものであるから、本件補償金や本件土地建物の所有権の帰属のいかんが、Gに係るパチンコ事業の事業主体が控訴人であるとの前記認定を左右するものではない。

エ Gの売上金の収受に係る主張について

控訴人は、Gの売上金はG（戊）の口座に入金されているから、戊が収受しているといわざるを得ないし、売上金の処理は誰が事業を経営しているかとは関係がなく、原審が、控訴人において上記口座に入金された金員を原資として仮名預金を作ったことを理由としてGの収益が控訴人に帰属し、その経営主体が控訴人であると認定したことは不当である旨主張する。

しかし、売上金の管理処分は、その売上げに係る事業の経営主体が誰であるかを決する上で重要な考慮要素となるものというべきである。Gの売上金は戊名義の本件普通預金口座及び本件当座預金口座のほか、本件d信用組合e名義口座に入金されているものの、引用した原判決の説示のとおり、それらの口座は控訴人に帰属し、控訴人は各口座に入金された売上金を出金して仮名預金を作るなど、その管理や処分について実質的権限を有してこれを行っていたのであるから、売上金は控訴人に帰属していたものというべきである。Gの経営主体が控訴人であったとした原審の判断は、相当である。

オ その他、控訴人は、争点1に係る原判決の認定、判断を種々批判するが、いずれも、原判決を正しく理解しないか、独自の見解に基づくものであるか、又は前提事実についての立証を欠くものであって、採用することができない。

(2) 争点2（K及びMに対する貸付けの貸主）に係る控訴人の補充主張について

ア Kに対する貸付けに係る主張について

(ア) Lの証言の採否に係る主張について

Lは、本件刑事一審での証人尋問において、査察部からの事情聴取の際に控訴人から借

り入れた金員であるとしたものは、実際はIの金なのか、控訴人の金なのか、その他の金なのかは分からない旨証言しているところ、控訴人は、Lが控訴人のために殊更事実を偽って控訴人に有利な証言をする必要はなく、原判決がLの上記証言を採用しなかったことは不当である旨主張する。

しかし、そもそも、Lの刑事一審における上記証言は、控訴人からの借入れとした金員が実際に控訴人の金だったのか、Iの金だったのか等は分からないというものであって、控訴人からの借入れを否定し、すべてI側から借り入れたと証言するものではないから、控訴人はKに対する貸付けの貸主ではないとの控訴人の主張が、Lの証言によって直ちに裏付けられるものではない。

その点はさておくとしても、Lは、査察部からの事情聴取の際には、本件借入明細写の中にはIからの借入れも含まれているが、本件元帳等に控訴人の名前が記載されているものについては控訴人から借り入れたものである旨明確に供述しており、上記事情聴取において、殊更事実を反し、控訴人に不利となる発言をするような事情はうかがえない。これに対し、本件刑事一審でのLの上記証言は、昭和58年の貸付けから約7年後にされたものであり、その貸付けから1年足らず後にされた査察部による事情聴取の際の供述に比べ、時間の経過により記憶が薄れあいまいになることは避けられないし、記憶どおりあるいは事実どおりの証言をすることを妨げる要因が増加し得ることも、一般的には否定できない。

また、原判決も説示するとおり、Kの従業員が作成した本件元帳等においては、控訴人からの借入金、Iからの借入金とも区別して記載されているのであり、そのような処理及び記載は、後にも述べるように、Lの指示によるもの又はLによって容認されていたものと認めるのが相当である。しかも、上記の借入金の記載だけでなく、利息の支払についても、Kの昭和59年3月期の元帳では、昭和58年8月19日、同年9月21日、同年10月20日及び同年11月18日に、「I手形借入利息」との摘要で、Iに対する利息の支払が計上されているところ、各同日に「@手形支払利息」との摘要で控訴人に対する利息の支払も計上されている（乙30の11枚目・12枚目）ほか、本件振替伝票にも上記各利息支払に対応する記載がされている（乙32の13枚目～16枚目）。本件元帳等は、日々の業務の過程で取引の実態に基づき作成され、経営者であるLによって日々チェックされていたものと推認される（例えば、乙32の各振替伝票にはLの承認印が押されているものがある。）から、これらの記載内容はLの指示又はその容認に基づくものであったと認めるのが相当である。したがって、これら本件元帳等の記載からしても、L自身手形借入先として控訴人とIを明確に区別しており、かつ、各記載の事実関係を前提に日々の業務が遂行されていたというべきことは明らかである。

以上によると、原審がLの上記証言を採用しなかったことに問題はない。

(イ) 本件口座の払戻請求書やKの控訴人あての念書の作成に係る主張について

- a 控訴人は、本件口座に係る昭和58年12月13日付けの普通預金払戻請求書（甲124、乙28の4枚目。以下「本件口座払戻請求書」という。）の筆跡はIのものであるから、Kからの貸付金返済の入金先である本件口座は、Iが管理していることが裏付けられ、また、Kの控訴人あての念書（甲101。以下「本件K念書」という。）の筆跡もIのものであり、これらの事情に照らせば、Kへの貸付けは、Iが行っていたことは明らかである旨主張する。そして、控訴人は、本件口座払戻請求書の筆跡がIのもの

であることを裏付ける証拠として㊤作成の私的鑑定書2通(甲149、166)を、本件K念書の筆跡がIのものであることを裏付ける証拠として㊦作成の私的鑑定書(甲147)を提出する。

- b しかしながら、まず、㊤作成の上記鑑定書のうち甲第149号証では、資料G1～14(預金の払戻請求書等。このうち資料G1が本件口座払戻請求書である。)と資料H1～7(預金の印鑑票等)を比較し、資料Hの筆跡が「J」のものであることが鑑定人に明らかになっていることを前提として、資料Gと資料Hとが同一人によるものであるとの鑑定結果を導くものであるから、同鑑定書から、本件口座払戻請求書が「I」によって作成されたものと認めることはできない。

しかし、上記鑑定書は、その前提(資料H1～7の筆者がJであることが鑑定人に明らかになっていること)の記載に誤りがあり、実際は、資料Hの筆者がIであることが鑑定人に明らかになっていることを前提とするものである可能性があるため、念のためそのような場合について検討する(もっとも、一般的に言って、基本的な点でそのような粗雑な情報処理がされていることは、同鑑定書の信頼性や誠実性を大きく損なうものといわざるを得ない。)。まず、資料H1～7の筆者がIであるとの前提を裏付ける証拠は存在しない。さらに、上記鑑定書では、資料G1～14及び資料H1～7のそれぞれのグループ内の筆者がそれぞれ同一人であることが前提になっているが、そのことを裏付ける証拠にも欠けている。そして、資料G11の入金票の筆跡は、他の資料Gの筆跡とは明らかに異なるものと認められるが、同鑑定書では、これも他のGの資料の筆跡と同一であることを所与の前提として鑑定が行われており、このような鑑定手法、鑑定内容には大きな疑問がある。したがって、上記鑑定書は、本件口座払戻請求書の筆跡がIのものであることを裏付ける証拠として、直ちに採用することができない。

また、甲第166号証は、資料甲(乙88の預金の払戻請求書)、資料乙(前記資料G及びHと同じもの)、資料丙(㊦作成の私的鑑定で資料とされたもの)、資料丁(甲142の預金の印鑑票等)及び資料戊(甲143の預金申込書)の筆跡の同一性を鑑定するものである。そして、複数の資料から成る資料乙、丙、丁は、それぞれのグループ内の各資料がそれぞれ同一人によって作成されたことを前提としているところ、その前提事実の裏付けに欠けている上、資料乙11(甲149における資料G11と同じ。)のように、他の書面の筆跡とは明らかに異なるものが含まれているにもかかわらず、これを同一人による筆跡であることを所与の前提にしていることなど、その信用性、中立性には疑問がある。上記鑑定書も、本件口座払戻請求書の筆跡がIのものであることを裏付ける証拠として、直ちに採用することはできない。

- c なお、仮に、本件口座払戻請求書がIによって作成されたものであったとしても、この事実により本件口座がIに帰属することが直ちに裏付けられるものではない。すなわち、T銀行三宮支店の控訴人名義の普通預金口座(口座番号)の印鑑票(乙47の4枚目)及び普通預金払戻請求書(乙88の3枚目)に記載された「@」の筆跡は、Iの陳述書(甲147の資料4、甲161)に記載された「@」の筆跡(甲147の第8図は、上記陳述書の「@」の筆跡を拡大したものであり、この陳述書の筆跡はIのもものと認められる。)とよく似ており、前者の各文書の筆跡はIのものである可能性が高いと認められる。そうだとすると、上記口座の印鑑票や上記普通預金払戻請求

書の作成をIが行っていたことになり、ひいては、Iが控訴人に代わって金融機関での預入れ、払戻し等の手続を行うことがあったということになる。そして、前記(1)イ(エ)のとおり、控訴人の原審での主張（原審において陳述された控訴人の平成21年2月18日付け準備書面の10頁の5(2)）によれば、控訴人はCの経営に深く関与し、その財務についてIを指示するなどしていたというのである。控訴人が主張するような控訴人とIとの関係に照らすと、仮に本件口座払戻請求書がIによって作成されたものであったとしても、Iは控訴人の意を受けて本件口座からの預金払戻請求に関与した可能性が十分に考えられるから、本件口座払戻請求書がIによって作成されたことにより本件口座が控訴人に帰属するとの前記認定が左右されるものではない。

そもそも、本件口座の預金から、昭和58年9月12日にd信用組合三宮支店からの控訴人自身の借入金1100万円が返済されており（乙28の2枚目、乙46・原審記録第6分冊148丁、弁論の全趣旨）、その点について控訴人が何らの合理的説明もしていないことからすれば、本件口座が控訴人に帰属することは容易に否定し難いものといわなければならない。

d 次に、㉔作成の私的鑑定書（甲147）によると、本件K念書の手書き部分は、Iが作成した疑いも強い。しかし、仮に、本件K念書の手書き部分がIによって作成されたとしても、上記cのような控訴人とIの関係からすれば、Iは、控訴人の意を受けて本件K念書の作成に関与した可能性も十分に考えられ、この点から、控訴人がKに対する貸付けの貸主であるとの前記認定が直ちに左右されるものではない。

e 以上によると、上記aの控訴人の主張は、採用することができない。

(ウ) 貸付原資とされた定期預金の帰属に係る主張について

控訴人は、原判決は、番号20、21、27の定期預金が解約され、Kに対する貸付けの原資とされたと認定するが、上記各定期預金の定期預金証書の裏面（番号20につき乙75・原審記録第7分冊274丁、番号21につき同272丁、番号27につき乙66・原審記録第7分冊47丁）の元利金受取確認欄の「J」の印影は、Jの陳述書（甲162）の「J」の印影と一致しており、これらの定期預金は、H一族に帰属し、Kに対する貸付けはH一族が貸主であることが明らかである旨主張する。

しかし、原判決は、昭和58年4月5日に番号22～29の各定期預金が解約され、Kに対する同日の3000万円の貸付けの原資の一部とされた旨認定するが、それ以外に、定期預金の解約金を原資としてKに対する貸付けがされたとの認定はしておらず、控訴人の上記主張のうち番号20、21に係る主張は原判決を正しく理解しないものであって、失当である。また、番号27の定期預金の証書裏面の印影は、Jの陳述書（甲162）の「J」の印影と一致するものではなく（乙89）、控訴人の上記主張は前提を欠き、採用することができない（なお、番号20、21の定期預金の証書裏面の印影も、上記陳述書の「J」の印影と一致するものではない〔乙89〕）。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

イ Mに対する貸付けに係る主張について

(ア) 本件T銀行①名義口座の管理に係る主張について

a 控訴人は、本件T銀行①名義口座に係る昭和58年1月6日付け、同年3月15日付け、同月18日付け、同年4月19日付け、同年5月19日付け、同年4月23日付け、

同年5月24日付けの各払戻請求書（甲146の資料C1～7。以下「本件①口座払戻請求書1」と総称する。）の筆跡はJのものであり、本件T銀行①名義口座に係る昭和57年3月1日付け普通預金払戻請求書（甲122。以下「本件①口座払戻請求書2」という。）の筆跡はIのものであるほか、Iは、本件①口座払戻請求書2によって引き出した375万0870円をHの経営する⑯へ送金しているから、本件T銀行①名義口座は、Iやその意を受けたJが管理していたものである旨主張する。

そして、控訴人は、本件①口座払戻請求書1の筆跡がJのものであることを裏付ける証拠として⑰作成の私的鑑定書（甲146）を、本件①口座払戻請求書2や上記⑯への送金に係る預金振込入金票（甲123。以下「本件⑯振込入金票」という。）の筆跡がIのものであることを裏付ける証拠として⑰作成の私的鑑定書2通（甲149、166）や⑱作成の私的鑑定書（甲147）を提出する。

- b まず、⑰作成の上記鑑定書（甲146）は、本件①口座払戻請求書1の筆跡と別件で提出されたJの陳述書の筆跡とを対比して両者の同一性について検討しているところ、本件①口座払戻請求書1には「①」の署名があるが、上記陳述書には「①」の氏名の記載はなく、住所の記載中に「●」の字があるにすぎない。上記鑑定書は、上記両書面の「●」の字の筆跡や両書面に記載されている「2」、「4」、「5」、「6」、「8」の数字を比較して、それらの文字や数字の共通点を指摘するとともに、各書面に記載された文字を全体的にみて、その形態（縦長であるか、横長であるか、丸まっているか、角張っているかなど）、書体（楷書体か、行書体か、草書体か）、文字の姿勢（前屈しているか、垂直か、反っているかなど）等を比較し、その類似性を指摘した上、両書面の筆跡が同一であると結論付けるものである。しかし、上記のとおり、比較の対象が限られている上、全体的にみた文字の形態等といったものは、検討者の主観にも左右されやすく、必ずしも、筆跡の同一性を判断する上では決め手になるものとは考えられない。加えて、同鑑定でも指摘されているとおり、「2」や「4」の数字の中には、明らかに形態が異なり、同一人による筆跡かを疑わせる部分も少なからず含まれていること等からすると、上記鑑定書は、本件①口座払戻請求書1の筆跡がJのものであることを裏付ける証拠としては採用し難い。他に本件①口座払戻請求書1の筆跡がJのものであることを認めるに足りる証拠はない。

なお、仮に、上記筆跡がJのものであったとしても、Jも控訴人やIと共にCの経営に関与しており（弁論の全趣旨）、前示のような控訴人とIとの関係をも併せ考慮すると、Jが控訴人の指示に従い本件①口座払戻請求書1に係る払戻手続を行った可能性も否定できず、上記筆跡の同一性をもって、Iが本件T銀行①名義口座を管理していたことが裏付けられるものとはいえない。

- c 次に、⑱作成の私的鑑定書（甲147）によると、①名義の本件①口座払戻請求書2と⑯名義の本件⑯振込入金票の筆跡が同一人のものであることは認められるものの、上記私的鑑定書は、それらがIの筆跡であることまで鑑定事項とするものではなく、上記鑑定書をもって、上記各書面がIによって記載されたことまで認められるものではない。

また、前記ア(イ) bにおいて説示したと同様の理由で、⑰作成の私的鑑定書である甲第149号証や甲第166号証は、本件①口座払戻請求書2の筆跡がIのものであるこ

とを裏付ける証拠として採用することができない。

なお、仮に、本件①口座払戻請求書2（甲122）及び本件②振込入金票（甲123）の筆跡がIのものであり、Iが本件T銀行①名義口座から出金して、Hが経営するとされる②にその出金分を送金していたとしても、前示のような控訴人とIの関係に照らせば、その一度の資金移動をもって、本件T銀行①名義口座がIに帰属するものであるとまでは認め難いといわなければならない。

d 以上のとおり、控訴人の上記aの主張は、本件①口座払戻請求書1の筆跡がJのものであり、本件①口座払戻請求書2及び本件②振込入金票の筆跡がIのものであるとの前提や、Iが本件①口座払戻請求書2によって引き出した375万0870円をHの経営する②へ送金したとの前提についての立証を欠く上、仮にそれらの前提事実が認められたとしても、本件T銀行①名義口座がIやJにより管理されていたとまでは認め難い。したがって、上記主張は、採用の限りではない。

(イ) 本件d信用組合①名義口座の管理に係る主張について

控訴人は、昭和58年における本件d信用組合①名義口座に係る①名義の払戻請求書3通（甲85から87。以下「本件①口座払戻請求書」という。）の署名の筆跡がJのものであるから、本件d信用組合①名義口座はIの意を受けたJが管理していた旨主張し、本件①口座払戻請求書の署名の筆跡がJのものであることを裏付ける証拠として、㊦の私的鑑定書（甲148）を提出する。

しかし、㊦の上記鑑定書（甲148）は、資料E（J名義の入金伝票）と資料F（①名義の預金払戻請求書等。そのうち資料F9～11が、本件①口座払戻請求書〔甲85～87〕である。）の筆跡を比較し、資料Fの筆跡がJのものであることが鑑定人に明らかとなっていることを前提として、資料Eと資料Fの筆跡は同一人のものであると結論付けるものである。しかし、まず、上記鑑定書では資料Fの筆跡がJのものであるという前提事実について裏付けに欠けており、この点が基本的に問題である（そもそも、控訴人は、本件①口座払戻請求書〔甲85～87〕を含む①名義の払戻請求書等である資料FがJによって作成されたことを上記鑑定書の立証趣旨〔立証対象〕にするものと解され、そうだとすれば、資料Fの筆跡がJのものであることを前提にしてしまえば、上記鑑定書は、上記立証趣旨との関係では論理的に意味をなさず、証拠価値を有しないことになる。）。しかも、上記鑑定は、資料Eと資料Fの各グループ内の筆跡が同一人によるものであることを前提にしているが、その前提事実自体裏付けに欠けている。その上、資料Eと資料Fはそれぞれ名義が異なるため、対照しやすい同一の字は数字だけに限定され、その数字も、「2」、「5」、「6」、「8」の4つにすぎないし（本件①口座払戻請求書だけに限ってみれば、資料Eと対照し得る字は「2」の1つだけである。）、そのうち「5」や「6」などは、資料Eと資料Fとで異なった筆跡を示していると思われるものがある。以上によれば、上記鑑定書は、本件①口座払戻請求書の署名の筆跡がJのものであることを裏付ける証拠としては採用することができない。他に、本件①口座払戻請求書の署名の筆跡がJのものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人の上記主張は、前提事実についての立証を欠き、採用することができない。

(ウ) 控訴人は、Mに対する貸付けの原資が出金された本件T銀行①名義口座及び本件d信

用組合①名義口座はIらが管理していたものであることを前提として、Mに対する貸付けの貸主は控訴人ではなく、H一族であった旨主張する。しかし、控訴人の上記主張は、上記(ア)、(イ)のとおり前提を欠くものであって、採用することができない。

(3) 争点3（定期預金等の帰属）に係る控訴人の補充主張について

ア 番号1の定期預金について

控訴人は、番号1の丙名義の定期預金について、丙本人が控訴人と共にT銀行三宮店に赴き、Uにその預入手続をしてもらったものであり、解約時には丙本人が同支店に赴いて解約して現金を受け取ったものであるから、上記定期預金は控訴人には帰属しないし、その利子も控訴人は収受していない旨主張し、丙の報告書等（甲140、164）には、上記主張に沿う記載がある。

しかし、控訴人は、原審では、当初、上記定期預金はGの売上金がその原資であり、戊の了解の下Uの求めに応じて定期預金の手続に関与したものであり、利子は戊に帰属する旨主張していた。ところが、控訴人はその後、甲が定期預金申込書（乙69。原審記録第7分冊145丁）を作成して定期預金口座を開設したかのような主張をし、さらに、当審では、上記のとおり、丙自身が定期預金を預け入れたかのような主張をするに至った。しかし、控訴人は、そのように主張を変遷させた理由について何ら合理的な説明をしない。

また、上記丙の報告書等の内容を見ても、丙自身がT銀行三宮支店に赴いていながら、定期預金申込書には自ら署名せず、控訴人が署名したというのは不可解である。さらに、控訴人のように多数の仮名・借名預金を有していた場合はともかく、丙についてはそのような事情もうかがえないから、定期預金を預け入れれば届出印鑑は自ら保管するのが通常である。しかるに、印鑑は丙が保管せずUが保管していたというのであるから、その点も不自然である。結局、上記の報告書等に記載されたような客観的行動を丙がしたこと自体が極めて疑わしい上に、そのこと自体は事実であったと仮定した場合でも、上記のような不自然さは当該預金口座が丙自身のもものではなかったからではないかとの疑いを生じさせるものである。

したがって、上記主張の変遷や丙の報告書等の内容の不自然性に照らすと、上記報告書等は採用することができず、他に、控訴人の上記主張を裏付けに足りる証拠はないし、番号1の定期預金が控訴人に帰属しその利子を控訴人が収受したとの前記認定を覆すに足りる証拠もない。

イ 番号2から6の定期預金について

控訴人は、番号2～6の定期預金について、原判決は昭和58年2月4日に本件普通預金口座から900万円が出金され、上記各定期預金が預け入れられたものと認定するが、上記出金額は定期預金の額とも一致せず、本件普通預金口座からの出金分を原資として上記各定期預金が預け入れられたとする原判決の認定は不合理であり、上記各定期預金を預け入れたのはIであって、上記各定期預金は控訴人に帰属するものではない旨主張する。

しかし、昭和58年2月4日に本件普通預金口座から出金されたのは1150万円であって（引用した原判決113頁の(オ)a）、控訴人が主張する900万円ではなく、控訴人の主張は、原判決を正しく理解しないものである。また、出金額が番号2～6の各定期預金の総額1500万円と一致しないとしても、他の手元の現金等と合わせて上記各定期預金が預け入れられたことは十分に考えられるところである。そして、本件普通預金口座が控訴人に帰属するものであることや、上記各定期預金の届出印鑑の印影が、控訴人に帰属するものと

認められる番号28の定期預金の届出印鑑による印影と酷似していること（引用した原判決114頁のウ(ア) b) などをも併せ考慮すれば、上記各定期預金は控訴人に帰属するものと認めるのが相当である。

なお、控訴人は、上記各定期預金を預け入れたのがIであることを基礎付ける事情として、番号2、4の定期預金に係る定期預金申込書（番号2につき乙66・原審記録第7分冊18丁、番号4につき同17丁）の署名や定期預金証書の裏面（番号2につき乙66・原審記録第7分冊100丁、番号4につき同102丁）の元利金受取確認欄の署名の各筆跡はIのものであり、番号3、5の定期預金に係る定期預金証書の裏面（番号3につき乙66・原審記録第7分冊104丁、番号5につき同106丁）の元利金受取確認欄の署名の筆跡もIのものであったことを指摘し、その点を裏付ける証拠として、㊦作成の私的鑑定書2通（甲149、166）を提出する。しかし、前記(2)ア(イ) b)において説示したと同様の理由で、上記鑑定書2通は、上記各署名の筆跡がIのものであることを裏付ける証拠としても採用することができない。しかし、仮に上記各書面の筆跡がIのものであったとしても、前記のようなIと控訴人との関係に照らせば、Iが控訴人の指示の下に上記各定期預金の預入れや解約を行った可能性も十分考えられるから、この筆跡の点が前記認定を左右するものとは考えられない。

ウ 番号7の定期預金について

控訴人は、番号7の㊧名義の定期預金について、原判決は昭和58年1月31日に解約されたものと認定し、その解約の事実を示す証拠として被控訴人が提出する支払票（乙74の2枚目）には、「㊨」と記載されているところ、控訴人は㊩や「㊨」なる人物を全く知らないし、上記解約日には、控訴人は1日休みを取って病院で診察を受けていたから定期預金を解約できる状況にはなかった旨主張し、控訴人が上記解約日に病院で診察を受けていたことを裏付ける証拠として、控訴人の手帳の昭和58年1月31日の記載（甲138の2の3枚目）を援用する。

しかし、昭和56年12月29日にいずれも控訴人に帰属することが認められる本件T銀行㊪名義口座及び本件T銀行㊫名義口座から合計1682万円が出金され、これを原資として、同日にT銀行三宮支店の㊬名義の通知預金1382万円及び番号7の定期預金300万円が預け入れられているのであり（原判決111頁の(イ) b)、そのような事情からすれば、上記定期預金は控訴人に帰属すると認めるのが相当である。そして、同口座は仮名口座ないし架空名義口座等である可能性が高いから、控訴人が「㊩」や「㊨」なる人物を知らないとする点は、有効な反論とはいえない。また、上記手帳の昭和58年1月31日の欄には「休病院」との記載があるが、この記載からは、同日に控訴人自らが上記定期預金の解約を行うことができない状況にあったことまでが裏付けられるものではないし、仮に、同日に控訴人自らがそのような状況にあったとしても、その意を受けた者が解約手続を行うことは十分可能である。この点に関する当日の控訴人の事情は、控訴人に上記定期預金が帰属しその解約の際に收受された利子が控訴人に帰属するとの認定を左右するものではない。

なお、番号7の定期預金の解約を示す支払票（乙74の2枚目）には、「㊨」と記載され、上記定期預金の名義とは異なっているが、上記支払票上の口座番号は番号7の定期預金の記番号と一致しているから、「㊨」は入力ミスによるものと考えられ、上記支払票に係る定期預金と番号7の定期預金との同一性が否定されるものではない。

エ 番号8の定期預金について

控訴人は、番号8の定期預金について、その定期預金申込書（乙66・原審記録第7分冊77丁）の署名の筆跡はIのものであり、上記定期預金はIが預け入れたものであって、同人に帰属する旨主張する。

しかし、控訴人は、上記定期預金について、原審では、控訴人が戊の代理で預け入れた旨主張していたにもかかわらず、当審で、上記のとおり主張を変更し、その変更理由について何ら合理的説明をしない。しかも、上記定期預金申込書の筆跡がIのものであることを認めるに足りる証拠もない。したがって、控訴人の上記主張は採用することができず、上記定期預金が控訴人に帰属するとの前記認定を覆すに足りない。

オ 番号9、10の定期預金について

(ア) 控訴人は、番号9、10の定期預金について、原判決において上記各定期預金の原資300万円が昭和58年6月8日に出金されたと認定される本件口座は、Iが管理していたものであり、しかも、番号10の㊦（Iの義理の妹）名義の200万円の定期預金証書は、同年6月9日に作成されたものであって、同月8日の出金と結びつけるのは不合理であるし、その定期預金証書の裏面（乙75・原審記録第7分冊294丁）の元利金受取確認欄の印影は、Iが㊧名義で預けた定期預金の定期預金印鑑票（甲142の12枚目）の届出印と同一の「㊧」の印鑑によって顕出されているほか、上記印鑑票の住所欄に記載された姫路市は、Iの妻㊨の実家の㊩の住所であることからすると、番号9、10の各定期預金はIに帰属することが明らかである旨主張する。そして、上記印鑑票に記載された住所が㊩の住所であることを裏付ける証拠として、㊩名義の定期預金申込書（甲143）及び同人の妻㊨の登録済証明書（甲165）を提出する。

(イ) しかし、控訴人は、番号9、10の定期預金について、原審では、控訴人が戊の代理で預け入れた旨主張していたにもかかわらず、当審で、上記のとおり主張を変更し、その変更理由について何ら合理的説明をしない。また、本件口座は、控訴人に帰属するものであり（引用した原判決87頁のウ）、その点で、控訴人の上記主張は、前提を欠く。そして、番号10の定期預金は、本件口座からの出金の翌日に預け入れられていて、出金時期と預入れ時期とが近接しており、他方控訴人は前記(ア)のように主張しながら、番号10の㊦名義の200万円の定期預金の出所等、当該資金がIの資産であることを示す諸事実を主張立証をしないから、本件口座からの出金分を原資としてこの定期預金が預け入れられたとすることには十分合理性があるといえることができる。

(ウ) また、番号10の㊦名義の定期預金証書の裏面（乙75・原審記録第7分冊294丁）の「㊦」の印影は、㊧名義の定期預金印鑑票（甲142の12枚目）の「㊧」の印影と似ていることが認められる。しかし、本来、㊧名義の上記定期預金の原資が真にIの固有の資産として所有管理されてきたものであるならば、当該資金の由来、印鑑票がI等により控訴人とは無関係に作成されたものであること、その印影を顕出した印鑑を控訴人ではなくI等が保管し使用していたことなどを比較的容易に立証することができるはずであるが、本件ではそれらの諸事実を認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、上記各印影が相互に類似していることは、番号10の定期預金が控訴人に帰属するとの前記認定を左右するものではない。

なお、控訴人が自らの主張を根拠付ける一つの事実として挙げる「㊩」については、I

の妻であるとされる㊸の実家に「㊸」なる人物がいること、その住所が姫路市であること、その「㊸」なる人物と控訴人が提出する甲第143号証や甲第165号証に記載された「㊸」との関係等についての具体的な主張立証もないから、控訴人の前記主張はこの点でも前提を欠くというべきである。

(エ) 以上によると、控訴人の上記主張は、採用することができない。

カ 番号11、12の定期預金について

控訴人は、番号11、12の定期預金（各300万円）について、原判決は、昭和58年6月17日に戊の口座から360万円が出金され、翌18日に上記各定期預金が預け入れられたと認定するが、その出金額と預金額の食違いや預入日が出金日と異なっていることに照らしても、原判決の認定は不合理である旨主張する。

しかし、控訴人は、上記各定期預金について、原審では、控訴人が戊の代理で預け入れた旨主張していたにもかかわらず、上記のとおり、自らの関与を否定するかのような主張に変更し、その変更理由について何ら合理的説明をしない。また、原判決は、昭和58年6月17日に本件普通預金口座から360万円が、本件口座から270万円が出金されたことを認定しており、その認定は、証拠（乙10、28、52）に照らし相当であって、原判決が同日の出金分は戊の口座からの360万円だけであると認定したかのようにいう控訴人の上記主張は、原判決を正しく理解しないものである。また、上記出金分合計630万円を原資として、翌日、合計600万円の上記各定期預金が預け入れられたことは、その出金日と預入日との時間的近接性のほか、控訴人が上記各定期預金を預け入れた旨のUの本件刑事一番での証言（乙10）によれば、これを認めることができる。

以上によると、控訴人の上記主張は、採用することができない。

キ 番号13、14の定期預金について、

控訴人は、番号13の定期預金については、戊の普通預金には該当する出金がない上、昭和58年12月27日の解約についても控訴人は何ら関与していないし、番号14の定期預金については、定期預金証書の裏面（乙77の5枚目）の元利金受取確認欄の「●」の印影はIが所持、使用していた印鑑によって顕出されたものであることからすると、上記各定期預金はIが預け入れたものであり、同人に帰属することが明らかである旨主張する。

しかし、控訴人は、上記各定期預金について、原審では、控訴人が戊の代理で預け入れた旨主張していたにもかかわらず、上記のとおり、番号13の定期預金につき自らの関与を否定するかのような主張に、番号14につきIに帰属する旨の主張にそれぞれ変更し、その変更理由について何ら合理的説明をしない。また、原判決の説示するとおり、番号13、14の各定期預金は、Gの売上金を原資として預け入れられたものである（引用した原判決112頁のウ）から、控訴人指摘のように戊の普通預金からの出金がないことは、上記各定期預金が控訴人に帰属するとの認定を妨げるものではない。Gの売上げがその実質的事業主である控訴人に帰属すること、及び控訴人が上記各定期預金を預け入れた旨のUの本件刑事一番での証言（乙10）によれば、上記各定期預金が控訴人に帰属することを認めることができる。なお、番号14の定期預金の証書裏面の「●」の印影がIの所持、使用していた印鑑によって顕出されたことを認めるに足りる証拠もない。

以上のとおり、控訴人の上記主張は、採用することができない。

ク 番号15の定期預金について

控訴人は、番号15の定期預金について、控訴人は上記定期預金が預け入れられたとされる昭和58年6月2日にはゴルフ場で終日プレーをしており、Uに金を渡したり定期預金を作ったりすることはできない旨主張し、その主張を裏付ける証拠として、控訴人の手帳の同日の記載（甲138の2の13枚目）を援用する。

しかし、控訴人は、上記各定期預金について、原審では、控訴人が戊の代理で預け入れた旨主張していたにもかかわらず、上記のとおり、自らの関与を否定するかのよう主張に変更し、その変更理由について何ら合理的説明をしない。

また、上記手帳に、同日午前8時40分に㊦ゴルフ場に赴いたことをうかがわせる記載はあるが、当日いつまでゴルフ場にいたのか、定期預金を作る暇がなかったのかなどは明らかではない。

以上によると、控訴人の上記主張は、採用することができない。

ケ 番号16～21の定期預金について

控訴人は、番号16～21の定期預金について、原判決は控訴人が昭和58年6月3日に預け入れたものと認定したが、その日は終日㊧委員会の対策で㊨商工会及び㊩商工会の関係者と協議をしており、控訴人が定期預金を預け入れることはあり得ない旨主張し、その主張を裏付ける証拠として、控訴人の手帳の同日の記載（甲138の2の13枚目）を援用する。

しかし、控訴人は、上記各定期預金について、原審では、控訴人が戊の代理で預け入れた旨主張していたにもかかわらず、上記のとおり、自らの関与を否定するかのよう主張に変更し、その変更理由について何ら合理的説明をしない。また、上記手帳には、㊧委員会の関係の仕事をしたことをうかがわせる記載があるものの、その仕事が終日続き、定期預金を預け入れる暇もなかったのかなどは明らかでなく、結局、控訴人が反証として提出した甲第138号証の2は、上記各定期預金が控訴人に帰属するとの前記認定を左右するものではない。

以上によると、控訴人の上記主張は、採用することができない。

コ 番号22～26の定期預金について

控訴人は、番号22～26の定期預金について、番号22～24、26の定期預金に係る定期預金証書の裏面（番号22につき乙66・原審記録第7分冊45丁、番号23につき同39丁、番号24につき同41丁、番号26につき同43丁）の元利金受取確認欄には、Iが所持、使用していた「●」の印鑑による印影（番号22～24、26）が顕出されており、それらの定期預金は、いずれもIに帰属するものであり、番号25の定期預金については、それが預け入れられたとされる昭和58年1月29日に控訴人は東京出張で神戸にはおらず、定期預金を預け入れることはできなかった旨主張し、上記東京出張の事実を裏付ける証拠として、控訴人の手帳の同日の記載（甲138の2の3枚目）を援用する。

しかし、控訴人は、上記各定期預金について、原審では、控訴人が戊の代理で預け入れた旨主張していたにもかかわらず、当審で、上記のとおり主張を変更し、その変更理由について何ら合理的説明をしない。

また、番号22～24、26の定期預金の証書裏面の「●」の印影がIの所持、使用していた印鑑によって顕出されたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

さらに、上記手帳には、昭和58年1月29日午後5時に控訴人が羽田空港にいたことをうかがわせる記載はあるものの、その東京出張のために定期預金を預け入れる時間がなかったのかまでは明らかではなく、上記記載は、番号25の定期預金が控訴人に帰属するとの前

記認定を左右するものではない。

以上によると、控訴人の上記主張は、採用することができない。

サ 番号30、31の定期預金について

控訴人は、番号30、31の定期預金について、控訴人は、戊から頼まれて、昭和58年6月28日に本件普通預金口座から609万5000円を出金したものの、同日に上記各定期預金を預け入れたのは控訴人ではなく、定期預金申込書（番号30につき乙66・原審記録第7分冊90丁、番号31につき同91丁）の署名は控訴人のものではない、定期預金証書の裏面（番号30につき乙75・原審記録第7分冊301丁、番号31につき同303丁）の元利金受取確認欄の署名は控訴人のものではなく、「戊」の印影は戊が所持、使用している印鑑によって顕出されたものではないし、「●」の印影は、Iが所持、使用している印鑑によって顕出されたものである旨主張する。

しかし、控訴人は、上記各定期預金について、原審では、控訴人が戊の代理で預け入れた旨主張していたにもかかわらず、当審で、上記のとおり主張を変更し、その変更理由について何ら合理的説明をしない。

また、仮に、上記定期預金申込書や定期預金証書裏面の署名が控訴人のものではなかったとしても、T銀行三宮支店の行員やIなどに依頼して記載させた可能性もあり、署名が控訴人のものではないことは、上記各定期預金が控訴人に帰属するとの前記認定を直ちに左右するものではない。

その他、上記「戊」の印影は戊の所持、使用している印鑑によって顕出されたものではないことを裏付ける的確な証拠はないし、上記「●」の印影が、Iの所持、使用している印鑑によって顕出されたことを認めるに足りる証拠もない。

以上によると、控訴人の上記主張は、採用することができない。

シ 番号32、33の定期預金について

控訴人は、番号32、33のd信用組合宝塚支店の㊦名義の定期預金について、名義人の㊦は控訴人の三男であり、戊が三男のために預け入れたか、三男の名義を借りて預け入れたものであって、控訴人は、d信用組合宝塚支店に赴いたこともない旨主張する。

しかし、控訴人は、d信用組合宝塚支店で控訴人名義の普通預金口座（口座番号）を開設しており（乙72・原審記録第7分冊193丁、196丁）、d信用組合宝塚支店に赴いたこともないとする点は、直ちに採用し難い。控訴人の上記主張を裏付ける的確な証拠はなく、むしろ、昭和58年2月15日に控訴人に帰属する本件d信用組合e名義口座から300万円が出金され、同日に番号32の定期預金が預け入れられたものであり、番号33の定期預金はその継続分であって（原判決111頁の(イ)e)、上記各定期預金は控訴人に帰属するものというべきである。

ス 番号34～37の定期預金について

控訴人は、番号34～37のd信用組合宝塚支店の㊧名義の各定期預金について、控訴人は、同支店にそのような預金があることを知らなかった旨主張する。

しかし、上記主張を裏付ける的確な証拠はなく、むしろ、控訴人は○名義の仮名・借名預金口座を多数設定し、上記各定期預金の届出印鑑による印影は控訴人名義の預金口座の印影と酷似していること（引用した原判決116頁のウ）からすると、これらの各定期預金は控訴人に帰属するものと認めることが相当である。

セ 番号38～40の定期預金について

控訴人は、番号38～40の戊名義の定期預金について、その預金原資がGの営業と関係のない個人的な口座から出金されており、控訴人とは無関係である旨主張する。

しかし、上記定期預金の原資は、昭和58年4月22日に本件普通預金口座から出金されたものであり（引用した原判決111頁の1～3行目）、控訴人の主張は前提を欠くものであって、採用することはできない（控訴人は預金原資が個人的な口座から出金されていると主張するが、その口座について具体的な主張立証もない。）。

ソ 番号43、44の定期預金について

控訴人は、番号43、44の㊸名義の定期預金について、H一族が控訴人やその家族の名義を使って預金をしていたものであって、控訴人は関知せず、上記各定期預金の預金証書の裏面（番号43につき、乙65・原審記録第6分冊528丁、番号44につき同532丁）の元利息受取確認欄の署名は、㊸と記載されており、上記各定期預金の名義とも一致しない旨主張する。

しかし、H一族が控訴人やその家族の名義を使って預金していたことを認めるに足りる証拠はなく、むしろ、番号43の定期預金は、控訴人に帰属する本件T銀行㊸名義口座からの出金分を原資とし、番号44の定期預金は番号43の定期預金の継続分であり（引用した原判決112頁のf）、上記各定期預金の届出印鑑の印影は本件T銀行㊸名義口座及び本件㊸銀行㊸名義口座の届出印鑑による印影と酷似していること（引用した原判決115頁の（オ））からすると、上記各定期預金は控訴人に帰属するものと認めるのが相当である。また、定期預金証書裏面の署名が上記各定期預金の名義と一致しないのは、単なる誤記であると考えられ、そのことは、㊸銀行三宮支店の解約手続処理のずさんさを裏付けるものではあっても、控訴人に上記各定期預金が帰属し、その解約に係る利子を控訴人が収受したとの前記認定を左右するものではない。

タ 番号45の定期預金について

控訴人は、番号45の㊸名義の定期預金について、印鑑届（乙65・原審記録第6分冊477丁）に記載された㊸の住所は、控訴人の住所や仕事先とは全く関係がなく、控訴人がそのような名義で定期預金をすることはあり得ないし、その定期預金証書の裏面（乙65・原審記録第6分冊515丁）の元利息受取確認欄の署名押印も、控訴人は全く知らない旨主張する。

しかし、上記定期預金の印鑑届に記載された㊸の住所（宝塚市）が昭和56年又は昭和57年当時の控訴人の住所（兵庫県尼崎市）とは関連がないとしても、その仕事先などとも関連せず、控訴人と全く無関係な場所であることを首肯させるに足りる証拠はない。また、上記定期預金証書の裏面の署名押印が控訴人の関知しないものであることを裏付ける的確な証拠もない。むしろ、昭和56年5月9日に控訴人に帰属する本件㊸銀行㊸名義口座から出金された200万円によって㊸名義で定期預金200万円が預け入れられ、昭和57年5月9日に書き換えられた継続分が番号45の定期預金であること（引用した原判決112頁のg）からすると、同定期預金は、控訴人に帰属するものと認めるのが相当である。

チ 番号46～48の定期積立金について

控訴人は、番号46～48の定期積立金について、Hが控訴人、甲及び㊸の名義を使って設定した旨、原審におけると同様の主張をする。

しかし、その主張が採用できないことは、引用した原判決 119 頁の(ウ)のとおりである。
ツ 番号 49 の定期積立金について

控訴人は、番号 49 の①名義の定期積立金について、①は戊と控訴人との間の長女であり、戊が長女のために預け入れたものであり、控訴人とは無関係である旨主張する。

しかし、戊が上記定期積立金を預け入れたことを認めるに足りる的確な証拠はない。むしろ、上記定期積立金に係る利息の一部が d 信用組合尼崎支店の控訴人名義の普通預金口座に入金されていること（引用した原判決 113 頁の(オ) e）や上記定期預金の届出印鑑の印影は、d 信用組合宝塚支店及び d 信用組合尼崎支店の控訴人名義の各普通預金口座の届出印鑑の印影と酷似していること（引用した原判決 114 頁のウ(ア) a）に照らせば、上記定期積立金は、控訴人に帰属するものと認めるのが相当である。

テ 「J」の印影に係る主張について

その他、控訴人は、番号 9、12、15、16、25、29 の定期預金について、各定期預金証書の裏面（番号 9 につき乙 75・原審記録第 7 分冊 266 丁、番号 12 につき同 318 丁、番号 15 につき同 268 丁、番号 16 につき同 270 丁、番号 25 につき乙 66・原審記録第 7 分冊 55 丁、番号 29 につき同 53 丁）の元利金受取確認欄の「J」の印影は、J の陳述書（甲 162）の「J」の印影と一致しており、これらの預金は、H 一族に帰属するものであって、控訴人に帰属するものではない旨主張する。

しかし、上記各定期預金証書の裏面の「J」の印影は、上記陳述書の「J」の印影と一致するものではなく（乙 89）、控訴人の上記主張は、前提を欠くものであって、採用することができない。

第 4 結論

以上によると、控訴人の請求は、いずれも理由がない。

よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第 3 民事部

裁判長裁判官 岩田 好二

裁判官 三木 昌之

裁判官 西田 隆裕